

審議等経過及び結果

発言者	発言内容
会長	<p>本日は、答申書の案について審議する。</p> <p>資料 11 は各委員が評価シートに記入した評価や意見をまとめたものである。これらを参考にして副会長と協議のうえ答申書の案を作成した。市民参画実施状況報告書に関する意見や当審議会の運営に関する意見については、事務局とともに今後の検討や参考にする。</p> <p>資料 12 は答申書の案である。この案に対して意見がある場合は事前に連絡するようお願いしていたが、連絡はなかった。</p> <p>それでは、答申書の案の要点を説明するので確認してほしい。</p> <p>当審議会の中では「必須の施策」、「任意の施策」という言葉を用いているが、必須の施策を「周南市市民参画条例第 6 条第 1 項に基づく施策」、任意の施策を「周南市市民参画条例第 6 条第 3 項に基づく施策」と本来の言葉で表している。</p> <p>答申書の全体の構成は、「1 市民参画の実施状況の評価の対象について」「2 周南市市民参画条例第 6 条第 1 項に基づく施策について実施した市民参画の評価に関する事項について」「3 周南市市民参画条例第 6 条第 3 項に基づく施策について実施した市民参画の評価に関する事項について」「4 その他市民参画の推進に関する事項について」「5 総評」の 5 部項目で構成した。</p> <p>「1 市民参画の実施状況の評価の対象について」の項目は、評価の対象とした施策を列記している。</p> <p>「2 周南市市民参画条例第 6 条第 1 項に基づく施策について実施した市民参画の評価に関する事項について」の項目を説明する。</p> <p>市民参画を原則として実施する施策となり、条例等の規定が遵守されて然るべきであるため、最初にその旨を入れた。</p> <p>「(1) パブリック・コメント」は、全て条例等の規定どおりに実施されており、A 評価が半数を超えていたので、「条例等の規定を遵守している」と表現した。</p> <p>「(2) 審議会等」は、A 評価が半数を超えていたことから「おおむね条例等の規定を遵守している」と表した。不開示情報を含む内容を審議するために非公表としたものであっても、開催前の公表を検討すべきである旨の意見があったので、その旨を書き添えた。</p> <p>また、施策全体を通じて、市民参画を積極的に行うことがふさわしい部分とそうでない部分とを切り分け、可能な形の市民参画を行うことの可能性を検討すべきであるという旨の意見もあったので、最後に書き添えた。</p> <p>「3 周南市市民参画条例第 6 条第 3 項に基づく施策について実施した市民参画の評価に関する事項について」の項目を説明する。</p> <p>必ずしも市民参画の実施を要しない施策について市民参画を実施したことは一</p>

定の評価に値するが、実施するのであれば条例等の規定を遵守し適正に実施することで市民と協働によるまちづくりを進めてほしいとの思いを冒頭に入れた。

「(1) パブリック・コメント」は、全て条例等の規定どおりに実施されており、A評価が半数を超えていたので「条例等の規定を遵守している」と表した。

「(2) 市民説明会」は、全て条例等の規定どおりに実施されており、A評価が半数を超えていたので「条例等の規定を遵守している」と表した。

しかしながら、市民説明会の参加者が少ないとの意見があったので、より多くの参加を実現するために周知方法の拡充に努めるべきである旨を追加した。

「(3) 審議会等」は、特に今回議論いただいたところで、たくさんの意見をいただいた。

委員の公募は、A評価が半数を下回ったが、公募に関しては、次の事項で重点的に触れることとした。

書面開催であることを理由に会議の公表がなされていないものについて、透明性を高めるためにも、公表するように努めるべきである旨を書き添えた。

なお、条例の第7条には市民参画の方法が規定されているが、この条文に書かれている以外の方法も取り組まれていたことから、次年度以降の宿題として、効果的な参画方法を模索するとともに、既に取り組まれている方法の把握に努めるべきである旨を書き添えた。

「4 その他市民参画の推進に関する事項について」の項目を説明する。

(1) 審議会等の委員の公募に関することについては、今年度の本審議会では市民参加の手法として審議会を実施した施策が評価の対象となったために、多くの審議会において公募されていなかったり、公募しても応募が少ないという実態が判明した。

総じて申し上げると、施策の目的・性質によっては公募を行わない審議会があることはやむを得ないかもしれないが、専門家の意見を求めるものであっても、偏りをなくすべきである、公募をすることで新しい視点や意見を取り入れる必要がある、若者の意見を取り入れるためにも学生も対象に公募した方が良い等の意見があった。

行政処分又は住民の権利を制限する内容に関する審議等を行う場合は、その他審議会等所掌事項に照らし委員の公募が適当でないと認められる場合を除き、委員の公募を行い、市民の自発的な市政への参画意識の高揚を図るべきである旨を入れさせていただいた。

審議会には法律で義務付けられているものから市の判断で実施するものがあるため、委員の構成も同様に法律で定められているものから積極的に公募することで20%以上の公募の委員が参加している審議会もあるようである。

当審議会としては、積極的に公募を進めるべきであるとの立場から、市長へ答申する際には、私からも口頭でしっかり伝えようと考えている。

今年度は、審議会等の公募についてに焦点をあてて審議してきたが、今年度、審議会等の公募について焦点を当てて議論したが、その中では、本当に審議会で

	<p>市民参画を実施することいが正しいのか、他の方法ではだめなのかという活発な議論もあった。</p> <p>ここで、市に対して少し踏み込んで、(2)その他へ書いている。どのような施策にどのような市民参画が望ましいのか検討を促すような答申としたいと考えた。</p> <p>最後に「5 総評」で締めた。</p> <p>説明は以上だが、意見等はあるか。</p>
委員A	<p>来年度以降に、これらの答申により、適切に取り入れられているか運用されているか確認する必要があるがいかがか。</p>
会長	<p>これらの答申について、例えば、公募の方法の変化や公募の範囲の変化について押さえておくことができるか。</p>
事務局	<p>今回の答申を受けて、市で公募の在り方について全庁に通知するとともに研修等を行い公募の在り方について適切に運用できるように周知を図っていく。</p>
会長	<p>来年度に向けて研修等を行い、再来年度の報告に上がってくることになるという事で良いか。</p>
事務局	<p>来年度に公募等を行う際に検討を図ることになるので、タイムラグが生じるが当審議会へは再来年度の報告になる。今年度中に、委員の公募等の情報について事務局で確認できた場合には、事前に担当課には公募の在り方について周知したい。審議会等の委員の任期が2年という場合もあるので、再来年度に検討される場合もある。</p>
委員B	<p>現在、報告書に挙がっている公募に関する事項は、昨年度実施したものという認識で良いか。</p>
事務局	<p>報告書の内容は、昨年度の市民参画の実施状況である。今回、答申でいただく公募に関する意見については、答申を受けてこれから庁内に周知を図っていくことになる。</p>
委員B	<p>公募に関しては、現在、報告書に記載されている内容は2年の公募の状況ということになるのか。今回の答申による評価は、2年後のこの審議会で評価されることになるのか。</p>
事務局	<p>審議会の委員の任期は、審議会ごとに任期も時期も違う。例えば、最近新たに任期が開始されたような場合もあり様々である。まずは、事務局で把握して順次周知を図って参りたい。</p>
委員A	<p>当審議会で評価するにあたり、2年後には当審議会も委員が交代している場合もあるので、経年経過を知る必要があると思う。来年度の審議会の資料として項目化しておくべきである。検討をお願いしたい。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。検討していきいたい。</p>
会長	<p>答申書の決定は再度確認し、軽微な語句の修正は会長及び副会長と一任としてよいか。</p>
<p>【異議なし】</p>	

会長	答申書を市長へ提出の日程は、事務局と調整のうえ決定することとする。 審議は以上で終了する。
----	--